

## 第3章 静岡県の下水道事業

## 第3章 静岡県の下水道事業

### 3-1 概要

#### (1) 市町と県の下水道事業

静岡県の令和4年度末における下水道事業（汚水処理）実施・供用開始市町数は35市町（23市12町）中29市町（22市7町）です。

また、県が設置し管理を行っている流域下水道は、令和5年3月末現在、1流域2処理区あり、関連市町は8市町（5市3町）です。

#### ○市町の下水道事業

市町が行っている公共下水道事業は、大正13年に静岡市が県内で初めて事業に着手しましたが、昭和15年の静岡大火や昭和20年の戦災により事業は大幅に遅れ、ようやく昭和35年に合流式の高松浄化センターの供用が開始されました。次に熱海市が昭和25年の大火後、火災復興事業と並行して昭和26年に事業認可を得て下水道事業を進め、昭和40年に供用を開始しています。

昭和30年代以降の産業経済の発展は公共用水域の汚濁を招き、下水道整備の必要性が叫ばれ、昭和55年までに現在着手している約半数の市町が事業着手しました。

しかしながら、静岡県の地域特性として急流河川が多く、汚水が速やかに海に流出してしまうことから下水道の必要性に対する認識が低く、また、生活基盤よりも産業基盤の整備を優先したため、平成の初めまで下水道事業に着手する市町は増えず、全国に比べて下水道の整備が遅れてしまいました。

令和5年3月末現在、汚水処理については35市町中22市7町で実施され、また、市街地における浸水解消を目的とした雨水処理は20市4町で実施し、整備を進めています。

#### ○県の下水道事業

静岡県は浜名湖水域、馬込川及び天竜川流域の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るため、昭和48年度より西遠流域下水道事業に着手し、昭和61年10月1日に供用を開始しました。

昭和49年、狩野川流域下水道事業東部処理区と西部処理区の2処理区が計画策定され、このうち、東部処理区については昭和49年度に事業着手し、昭和60年10月1日に供用を開始しました。また、西部処理区は昭和61年度に事業着手し、平成6年6月1日に供用を開始しています。

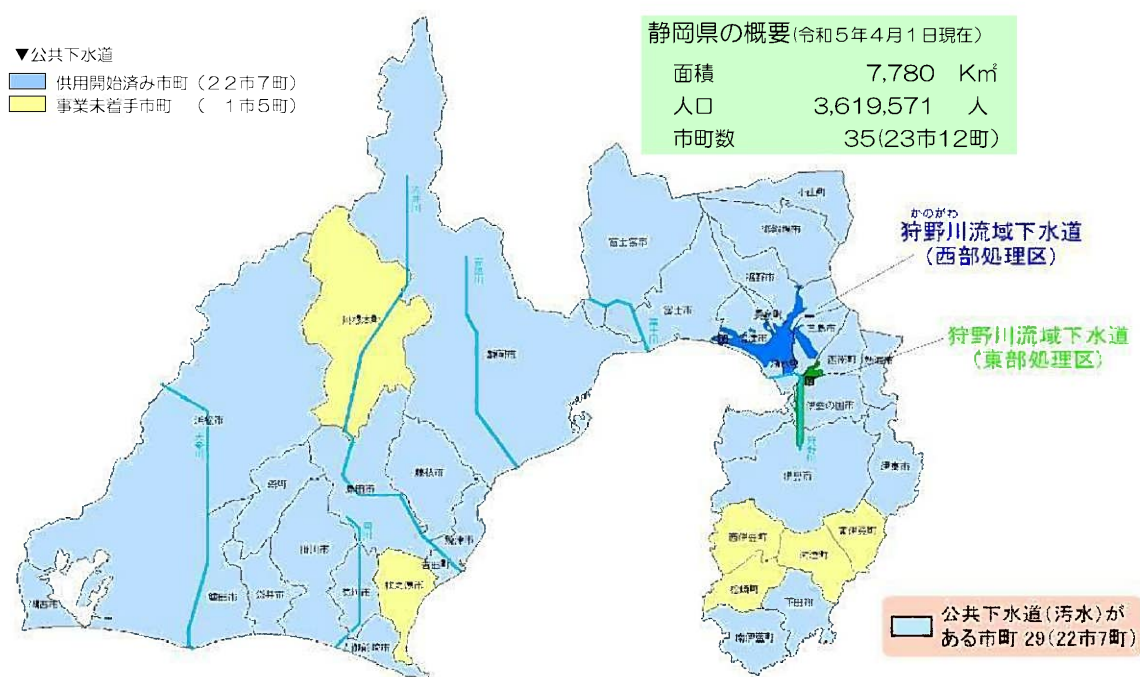
昭和56年度には天竜川左岸流域下水道事業に着手し、平成2年6月1日に供用を開始し、さらに昭和63年度より静清流域下水道事業に着手、平成9年6月1日に供用を開始しました。

なお、市町村の合併により静清流域下水道は平成25年4月に静岡市へ、天竜川左岸流域下水道は平成27年4月に磐田市へ、西遠流域下水道は平成28年4月に浜松市へそれぞれ移管しました。

## (2) 下水道事業(汚水処理)着手年次

年 度	普及率 (%)		静岡県における下水道事業(汚水処理)着手市町	下水道に関する主な出来事
	全国	静岡県		
1885 (M18)				横浜区で下水道築造 (M14) 東京府神田下水施工 (M17)
1890 (M23)				
1895 (M28)				
1900 (M33)				下水浄法公布 (M33)
1905 (M38)				
1910 (M43)				
1915 (T4)				〔第一次世界大戦 (13~7)〕 イギリスで世界初活性汚泥法による処理場ができる (T3)
1920 (T9)				都市計画法制定 (T8)
1925 (T14)			静岡市 (T13)	東京市日本初下水処理場「三ツ島汚水処分場」 運転開始 (T11)
1930 (S5)				〔世界恐慌 (S4)〕
1935 (S10)				岐阜市日本初分流式下水道事業着手 (S9)
1940 (S15)				〔第二次世界大戦 (S14~20)〕
1945 (S20)				
1950 (S25)				
1955 (S30)			熱海市 (S26)	水道行政改革 (S30) 〔下水道：厚生省 下水道：建設省〕
1960 (S35)			富士市 (S33)、伊東市 (S33)、浜松市 (S34) 静岡市静岡県初下水処理場供用開始 〔高松浄化センター (S35)〕	水道行政三分割協議決定 (S32) 〔処理場：厚生省 管渠：建設省〕 新下水浄法公布 (S33)
1965 (S40)	8			東京都日本初下水処理場上部利用公園 供用開始 (落合水再生センター) (S39)
1970 (S45)	16	6.4	澁水町 (S41)、沼津市 (S42)、三島市 (S42)、 焼津市 (S44)、富士宮市 (S45)	下水浄法一部改正 (S42) 〔下水道行政建設省一元化〕 公害国会 (S45)
1975 (S50)	23	10.3	下田市 (S48)、伊豆市 (S48)、西遠流域 (S48)、 狩野川流域 (S49)、藤枝市 (S50)	〔オイルショック (S48)〕
1980 (S55)	30	13.8	伊豆の国市 (S51)、函南町 (S51)	
1985 (S60)	36	18.0	磐田市 (S56)、天竜川左岸流域 (S56)	湖沼水質保全特別措置法制定 (S59)
1990 (H2)	44	25.0	御殿場市 (S62)、長泉町 (S62)、島田市 (S63)、 静岡流域 (S63)、吉田町 (H1)、裾野市 (H2)	滞費税法等公布 (S62) 〔湾岸戦争 (H2)〕
1995 (H7)	54	34.6	御前崎市 (H3)、袋井市 (H4)、掛川市 (H5)、高伊豆町 (H5)、小 山町 (H5)、湖西市 (H6)、新居町 (H6)	東京都区部下水道完成 (人口普及率100%) (H7) 〔阪神淡路大震災 (H7)〕
2000 (H12)	62	43.7	菊川市 (H10)	
2005 (H17)	69.3	51.4	森町 (H16)	〔新潟県中越沖地震 (H16)〕
2010 (H22)	75.1	58.7		
2015 (H27)	77.8	62.1		〔東日本大震災 (H23)〕
2016 (H28)	78.3	62.6		〔熊本地震 (H28)〕
2017 (H29)	78.8	63.1		〔九州北部豪雨 (H29)〕
2018 (H30)	79.3	63.5		〔平成30年7月豪雨 (H30)〕 〔北海道胆振東部地震 (H30)〕
2019 (R1)	79.7	63.9		〔令和元年台風19号 (R1)〕
2020 (R2)	80.1	64.3		
2021 (R3)	80.6	65.3		
2022 (R4)	81.0	65.5		

### (3) 下水道事業(汚水処理)実施市町箇所図



#### 合併した市町村の状況

新市町名	合併年月日	関係市町村
静岡市	平成 15 年 4 月 1 日	静岡市、清水市
	平成 18 年 3 月 31 日	静岡市、蒲原町
	平成 20 年 11 月 1 日	静岡市、由比町
伊豆市	平成 16 年 4 月 1 日	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町
御前崎市	平成 16 年 4 月 1 日	御前崎町、浜岡町
菊川市	平成 17 年 1 月 17 日	小笠町、菊川町
沼津市	平成 17 年 4 月 1 日	沼津市、戸田村
磐田市	平成 17 年 4 月 1 日	磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村
掛川市	平成 17 年 4 月 1 日	掛川市、大須賀町、大東町
袋井市	平成 17 年 4 月 1 日	袋井市、浅羽町
伊豆の国市	平成 17 年 4 月 1 日	伊豆長岡町、韮山町、大仁町
西伊豆町	平成 17 年 4 月 1 日	西伊豆町、賀茂村
島田市	平成 17 年 5 月 5 日	島田市、金谷町
	平成 20 年 4 月 1 日	島田市、川根町
浜松市	平成 17 年 7 月 1 日	浜松市、天竜市、浜北市、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町
川根本町	平成 17 年 9 月 20 日	中川根町、本川根町
牧之原市	平成 17 年 10 月 11 日	相良町、榛原町
富士市	平成 20 年 11 月 1 日	富士市、富士川町
焼津市	平成 20 年 11 月 1 日	焼津市、大井川町
藤枝市	平成 21 年 1 月 1 日	藤枝市、岡部町
湖西市	平成 22 年 3 月 23 日	湖西市、新居町
富士宮市	平成 22 年 3 月 23 日	富士宮市、芝川町

(4) 下水道事業着手状況

令和5年4月1日現在

市町名	公共下水道				特定環境保全公共下水道		都市下水路	
	合流式	分流式		流域関連	単独	流域関連	国庫	県費
		汚水	雨水					
静岡市	○	○	○				○	○
浜松市	○	○	○		○		○	○
沼津市	○	○	○	○	○	○	○	○
熱海市		○	○					
三島市		○	○	○	○	○	○	○
富士宮市		○	○					○
伊東市	○	○	○		○		○	○
島田市		○	○				○	○
富士市		○	○				○	○
磐田市		○	○		○		○	○
焼津市		○	○				○	○
掛川市		○	○		○			○
藤枝市		○	○		○		○	○
御殿場市		○	○				○	○
袋井市		○	○		○			
下田市		○	○					
裾野市		○	○	○				
湖西市		○	○		○		○	○
伊豆市		○	○	○	○	○		
御前崎市		○			○		○	○
菊川市		○			○			
伊豆の国市		○	○	○		○		○
牧之原市							○	○
東伊豆町								○
河津町								○
南伊豆町		○						
函南町		○	○	○		○		○
清水町		○	○	○				
長泉町		○		○				
小山町		○						
吉田町		○	○				○	○
森町		○					○	○
	4市	22市7町	20市4町	5市3町	12市	5市1町	14市2町	17市5町
		22市7町			13市1町			

※概成分も含む

### (5) 下水道事業の財源

下水道事業を執行運営していくためには、建設改良費及び維持管理費が必要です。これらの財源は、建設改良費については、国費（交付金）、地方債、一般会計繰出金（都市計画税を含む）、受益者負担金等により、また、維持管理費については、下水道使用料及び一般会計繰出金によりまかなわれています。

#### ○財源のしくみ

種類	建設改良費	管理運営費
公共下水道 及び 特定環境保全 公共下水道 (公営企業会計他) ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>国費（交付金）</li> <li>地方費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地方債</li> <li>受益者負担金</li> <li>（県補助金）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料</li> <li>一般会計繰出金</li> </ul>
流域下水道 (公営企業会計) ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>国費（交付金）</li> <li>地方費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村建設費負担金                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方債</li> <li>・一般会計繰出金</li> </ul> </li> <li>地方債</li> <li>一般会計繰出金</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計繰出金</li> <li>市町村維持管理負担金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料</li> <li>一般会計繰出金</li> </ul> </li> </ul>
都市下水路 (一般会計)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国費（交付金）</li> <li>地方費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地方債</li> <li>市町村費</li> </ul> </li> </ul>	市町村費

令和4年版 下水道事業の手引きP.605、P616下水道事業の財源計画を参照

※1 県内の公共下水道及び特定環境保全公共下水道の会計方式は第4章に掲載

※2 県の流域下水道は令和元年度に特別会計から移行（一部適用）



## ○受益者負担金・分担金

都市計画事業として施行される下水道事業については、都市計画法第75条に基づき、受益者負担金制度が採用されています。

また、都市計画事業として施行されない特定環境保全公共下水道事業等については、地方自治法第224条に基づき受益者負担金制度と同様の分担金制度が採用されています。

『令和3年度市前財政の状況(静岡県経営管理都市財務課課長)』参照により記載

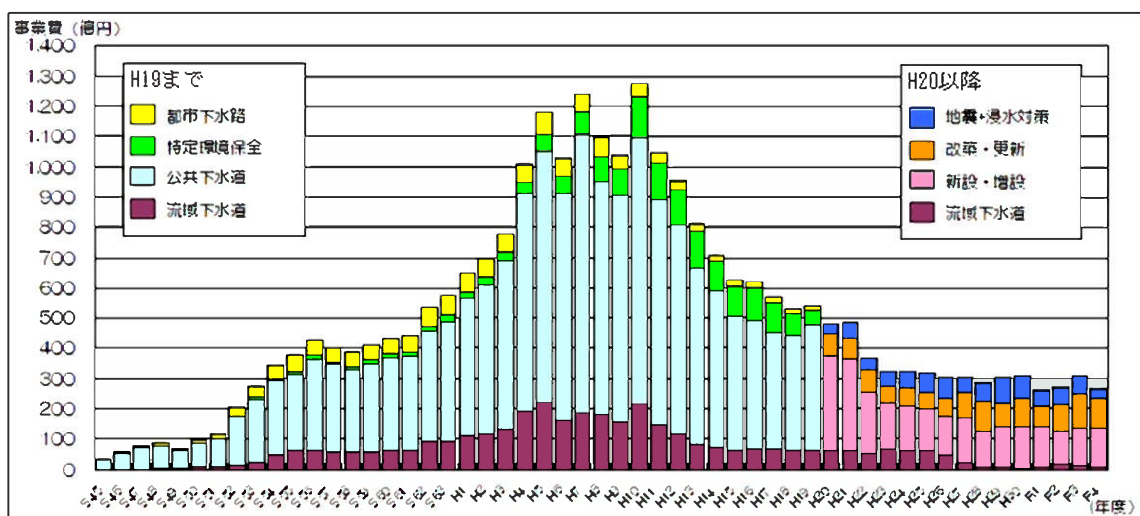
市町名	実行条例 適用年月日	徴収額算定の考え方	徴収時期等の考え方
静岡市	H17.4.1	未済管渠単独事業費/負担区面積×1/5 単位負担金 1戸当たり 178円～460円	工事執行の翌年度及び 3年以内に事業執行予定区域 15回分割5ヵ年徴収(3期/年×5年=15回)
浜松市	S56.4.1	{(総事業費-先行投資額)×1/5}/負担区面積 ・1戸当たり 121円～500円(旧天竜、旧浜北、旧踏踏、旧郷工、旧引佐、旧三ヶ日) ・汚水ます1個当たり220,000円(旧香野) ・1戸当たり1,000,000円(旧佐久間、旧水窪)	工事執行の翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回、旧し旧佐久間及び 旧水窪は宅内排水設備接続時一括徴収) 排水設備計画確認申請書提出後 農耕等の場合等、管理者が必要であると認めるとき 徴収方法は上記と異し
沼津市	S55.4.1	未済管渠単独事業費/敷地面積×1/5 単位負担金 1戸当たり167円～336円(負担区ごと)	供用開始年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
熱海市	S50.8.1	大便器又は兼用便器 1ヶにつき 20,000円 大便器又は兼用便器 1ヶ増すごとに 7,000円	接続する時点 排水設備計画確認申請書提出後
三島市	S45.1.1	管渠整備の一部×1/5以内 単位負担金 1戸当たり163円	供用開始年度
富士宮市	S54.7.1	未済管渠事業費/敷地面積×1/10 単位負担金 1戸当たり142円・154円・156円・179円・217円・245円(負担区ごと)	20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回) 工事執行の翌年度20回分割5ヵ年徴収 (4期/年×5年=20回)
伊東市	S46.4.1	幹線管渠費(管さしポンプ機、距離従前初状態の雨水排水施設の事業費) ・(処理場上陸施設、管内整備箇所施設、管進入公告等に要する建物事業費) ×1/5、単位負担金1戸当たり200円 (未済管渠単独事業費/負担区面積)×1/5	管さし施設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収 (4期/年×5年=20回)
島田市	H17.5.5	未済管渠単独事業費/負担区面積×1/5 単位負担金 1戸当たり530円	工事執行の翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
富士市	H16.4.1	(未済管渠単独事業費/負担区面積)×1/10 単位負担金 1戸当たり250円	管渠敷設事業執行年度の翌年度 16回分割4ヵ年徴収(4期/年×4年=16回)
高士川市 (旧高士川市)	H17.4.1	未済管渠整備費相当額-交付税補入分/負担区面積 単位負担金 1戸当たり360円、380円(負担区ごと)	2年以内に供用開始する年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
高士川市 (旧高士川町)	H17.4.1	未済管渠整備費(付帯工事費等除く)/敷地面積 単位負担金 1戸当たり360円、380円(負担区ごと)	2年以内に供用開始する年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
高士川市 (旧高士川町)	H17.4.1	未済管渠整備費(付帯工事費等除く)/敷地面積 単位負担金 1戸当たり210円、360円 1戸当たり 42,000円(負担区ごと)	2年以内に供用開始する年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
高士川市 (旧高士川町)	H17.4.1	未済管渠整備費(付帯工事費等除く)/敷地面積 単位負担金 1戸当たり360円	2年以内に供用開始する年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
高士川市 (旧高士川村)	H17.4.1	未済管渠整備費相当額×1/3 単位負担金 ①戸別割額125,560円、地積割額1戸当たり88円 ②430㎡以下は、1戸当たり380円	2年以内に供用開始する年度 16回分割4ヵ年徴収(4期/年×4年=16回)
焼津市	S52.12.22	未済管渠整備費×1/10 単位負担金 1戸当たり 250円、360円、390円、350円、300円、270円	3年以内に供用開始する年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
掛川市 (旧掛川市)	H17.4.1	(未済管渠単独事業費/負担区面積)×1/9以内 単位負担金 1戸当たり430円	供用開始の告示後、一括納付又は5年割 20回の分割納付
掛川市 (旧大東町)	H20.4.1	未済管渠単独事業費×1/9以内 単位負担金 公共ます1個当たり150,000円	供用開始の告示後、一括納付又は5年割 20回の分割納付
掛川市 (旧大須賀町)	H17.4.1	未済管渠単独事業費×1/9以内 単位負担金 公共ます1個当たり150,000円	供用開始の告示後、一括納付又は5年割 20回の分割納付
藤枝市	S60.9.26	未済管渠の整備に要する費用の1/10+公共汚水処理設備費×1/2 単位負担金 1戸当たり300円、350円(負担区ごと)	2年以内に供用を開始することが予定 される区域 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年)
御殿場市	H3.6.15	未済管渠単独費×1/4 単位負担金 1mあたり500円 (既設公出目から5年間は、380円/m)	供用開始の告示後、一括納付又は5年割 20回の分割納付
袋井市 (旧袋井市)	H17.4.1	未済管渠事業費/負担区面積×1/5 単位負担金 1戸当たり430円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
袋井市 (旧浅間町)	H17.4.1	(未済管渠事業費/負担区面積×1/5)×15% 単位負担金 公共ます1個当たり146,000円	管渠敷設事業執行翌年度 8回分割2ヵ年徴収 (4期/年×2年=8回)
下田市	H3.4.1	単位負担金 1戸当たり310円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
裾野市	H8.12.27	未済管渠整備費/負担区面積×1/4.5 単位負担金 1戸当たり290円	工事執行の翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
湖西市 (旧湖西市)	H12.10.1	未済管渠整備費/負担区面積×1/5 単位負担金 1戸当たり410円	供用開始翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
湖西市 (旧新居町)	H12.10.1	(未済管渠整備費相当額/負担区面積)×1/5 単位負担金 1戸当たり400円	供用開始翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
伊豆市 (旧修善寺町)	S52.7.12	事業費÷排水面積×1/5 単位負担金 1戸当たり175円～200円	工事執行年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
伊豆市 (旧土肥町)	H9.4.1	1) 汚等割額 建物1棟当たり 30,000円(新規加入は徴収しない) 2) 地積割額 1m当たり 152円(新規加入は350円) 3) 事業割額 ホテル、旅館等取組人員に応じて670千円～21,000千円、その他割額等3,000千円～	全地域同時課 土肥排水区域 20回分割、5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回) 小土肥排水区域 16回分割、4ヵ年徴収(4期/年×4年=16回)
伊豆市 (旧天城、湯ヶ島町)	H8.4.1	(1) 汚等割額 建物1棟当たり100,000円 (2) 地積割額 1m当たり500円 (3) 事業割額 1施設当たり50,000円(ホテル、旅館等は取組人員等に所定の金額を乗じて加算) (4) 新規加入の場合は、公共ますより基準下水道接続事業に要した費用に100分の10を乗じた額を加算	旅行年度 10回分割5ヵ年徴収(2期/年×5年=10回)
伊豆市 (中伊豆町)	H11.4.1	給水費の一定比率(5%) 1戸当たり (給水装置口径13mm) 190,000円 (給水装置口径20mm) 210,000円	宅内排水の本管接続時 6回分割3ヵ年徴収(2期/年×3年=6回)
御前崎市	H25.4.1	公共ます1個当たり10万円	供用開始の告示後、下水道を使用開始するまで 一括納付又は3年以内の分割納付 宅内排水の本管接続時
菊川市	H16.3.24	幹線管渠の5% 単位負担金 公共ます1個当たり200,000円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
伊豆の国市	H17.4.1	未済管渠整備費×1/5 単位負担金 1戸当たり180円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
牧之原市	H29.7.1	単位負担金 1戸当たり387,000円	宅内排水の本管接続時 農業集落排水処理施設使用開始届出書提出後 協議対象区域の告示後 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
南伊豆町	H13.4.1	事業費×1/20 単位負担金 一級家庭 1戸当たり200,000円 一級家庭以外 建設用特別課税対象人員算定は年度で算定した人員に1万円を乗じて得た金額に20%を加え加算 (未済管渠単独事業費×1/5)/認可面積	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
函南町	S59.3.21	単位負担金 1戸当たり180円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
清水町	H5.8.13	未済管渠単独事業費×1/5 単位負担金 1戸当たり210円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
長泉町	R3.1.1	未済管渠整備費×1/5 単位負担金 1戸当たり217円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
小山町	H9.4.1	未済管渠整備費/負担区面積×1/5 単位負担金 1戸当たり450円	3年以内に供用開始することが予定されている区域 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
吉田町	H7.4.1	(未済管渠整備費/許可区域面積)×1/5 単位負担金 1戸当たり320円	管渠敷設事業執行翌年度 20回分割5ヵ年徴収(4期/年×5年=20回)
森町	H20.4.1	未済管渠事業費×10% 単位負担金 公共ます1個当たり200,000円	協議対象区域の告示後、全額一括納付、 1年分一括納付、分割納付(2ヵ年徴収 4期/年×2年=8回)のいずれか

### (6) 下水道建設事業費の推移

(単位：百万円)

年度	流域下水道	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	都市下水道		総事業費計
				国庫補助	県費補助	
S45	-	3,047	-	402	-	3,449
S46	-	5,346	-	376	75	5,797
S47	-	7,044	-	440	225	7,709
S48	100	7,512	-	479	390	8,481
S49	120	5,849	-	476	300	6,745
S50	660	7,822	-	965	240	9,687
S51	562	9,348	20	1,088	435	11,453
S52	1,474	15,990	278	1,928	675	20,345
S53	2,062	21,096	616	2,735	690	27,199
S54	4,683	24,763	430	3,162	1,170	34,208
S55	6,074	25,400	1,052	3,540	1,650	37,716
S56	6,305	29,799	1,417	3,145	2,100	42,766
S57	5,632	29,089	793	2,531	2,100	40,145
S58	5,827	26,966	1,046	2,850	2,100	38,789
S59	5,876	29,139	1,284	2,778	2,190	41,267
S60	6,296	30,301	1,506	2,807	2,205	43,115
S61	6,336	30,674	1,697	3,112	2,385	44,204
S62	9,309	36,361	1,632	3,574	2,490	53,366
S63	9,126	39,654	2,154	3,657	2,611	57,202
H1	11,072	45,557	2,017	3,260	2,880	64,786
H2	11,842	49,224	2,154	2,697	3,387	69,304
H3	12,954	56,029	2,782	2,646	3,186	77,597
H4	19,104	71,853	3,690	2,736	3,588	100,971
H5	21,753	83,537	5,145	3,213	4,231	117,879
H6	16,295	74,888	5,465	1,782	4,206	102,636
H7	18,461	92,302	7,387	1,901	4,084	124,135
H8	18,013	76,972	8,345	2,030	4,263	109,623
H9	15,640	74,621	8,964	1,016	3,747	103,988
H10	21,285	88,508	13,124	803	3,756	127,476
H11	14,522	74,531	12,182	622	2,829	104,686
H12	11,499	69,067	11,863	744	2,376	95,549
H13	7,999	58,206	12,639	523	1,998	81,365
H14	7,126	51,677	9,962	200	1,839	70,804
H15	6,374	44,048	9,889	325	1,743	62,379
H16	6,893	42,247	11,000	315	1,492	61,947
H17	6,807	38,503	9,868	200	1,590	56,968
H18	6,076	38,218	7,283	75	1,590	53,242
H19	5,979	41,492	5,088	75	1,320	53,954
年度	流域下水道	公共下水道				総事業費計
		新設・増設	改築・更新	地震対策	浸水対策	
H20	6,078	31,353	6,965	1,943	1,988	48,327
H21	6,247	30,003	6,986	2,916	2,352	48,504
H22	5,346	19,999	7,299	2,223	2,087	36,954
H23	6,729	15,022	5,445	2,257	3,050	32,503
H24	6,274	14,744	5,687	2,925	2,488	32,118
H25	6,110	13,816	5,663	2,688	3,333	31,610
H26	4,811	12,790	5,950	2,941	3,694	30,186
H27	2,510	14,595	8,108	2,234	3,129	30,576
H28	838	11,879	9,748	2,575	3,547	28,587
H29	911	13,385	7,835	2,396	6,013	30,541
H30	351	13,594	9,328	2,959	4,453	30,685
R1	898	12,964	7,322	2,066	2,794	26,044
R2	1,887	10,868	8,893	1,395	3,882	26,925
R3	1,281	12,471	10,985	2,218	3,865	30,820
R4	933	12,424	10,015	1,492	1,378	25,308

※H20以降は集計方法を変更しました





## (7) 下水道普及率

本県の令和4年度末における下水道処理人口普及率は65.5%であり、前年度末の65.3%に比べて0.2%上昇しました。しかしながら、下水道事業への着手が遅れたことや住宅地が県内全域に広がっているため整備効果が普及率の伸びとして表れにくいことから、全国平均の81.0%よりも低い（全国47都道府県中30位）状況となっています。

### ○全国の下水道処理人口普及率

(令和5年3月31日現在)

都道府県名	住民基本台帳人口(千人)	下水道処理人口(千人)	順位	下水道処理人口普及率(%)																
				10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%							
東京都	13,370	13,816	1	99.6%																
神奈川県	9,214	8,946	2	97.1%																
大阪府	8,774	8,492	3	96.8%																
京都府	2,494	2,379	4	95.4%																
兵庫県	5,441	5,117	5	94.0%																
滋賀県	1,411	1,306	6	92.5%																
北海道	5,113	4,698	7	91.9%																
富山県	1,024	892	8	87.1%																
石川県	1,113	952	9	85.6%																
長野県	2,034	1,731	10	85.1%																
福岡県	5,091	4,277	11	84.0%																
宮城県	2,247	1,876	12	83.5%																
埼玉県	7,376	6,134	13	83.2%																
福井県	756	627	14	83.0%																
奈良県	1,321	1,094	15	82.8%																
愛知県	7,496	6,073	16	81.0%																
山形県	1,036	817	17	78.8%																
新潟県	2,152	1,683	18	78.2%																
岐阜県	1,974	1,539	19	78.0%																
広島県	2,760	2,132	20	77.2%																
千葉県	6,307	4,861	21	77.1%																
鳥取県	543	403	22	74.1%																
沖縄県	1,479	1,066	23	72.1%																
熊本県	1,730	1,221	24	70.5%																
岡山県	1,858	1,301	25	70.0%																
栃木県	1,923	1,331	26	69.2%																
山口県	1,318	908	27	68.9%																
山梨県	809	556	28	68.7%																
秋田県	934	639	29	68.4%																
静岡県	3,620	2,373	30	65.5%																
茨城県	2,871	1,866	31	65.0%																
長崎県	1,296	834	32	64.3%																
佐賀県	803	514	33	64.0%																
岩手県	1,182	747	34	63.2%																
青森県	1,215	764	35	62.9%																
宮崎県	1,062	653	36	61.4%																
三重県	1,765	1,059	37	60.0%																
愛媛県	1,320	756	38	57.3%																
群馬県	1,924	1,084	39	56.4%																
福島県	1,791	992	40	55.4%																
大分県	1,118	610	41	54.6%																
島根県	654	340	42	52.0%																
香川県	952	444	43	46.6%																
鹿児島県	1,580	688	44	43.5%																
高知県	680	284	45	41.7%																
和歌山県	920	271	46	29.5%																
徳島県	715	138	47	19.3%																

※福島県は、東日本大震災の影響により調査不能な町（大熊町、双葉町）を除いた値。

○静岡県の下水道処理人口普及率（令和4年度末）

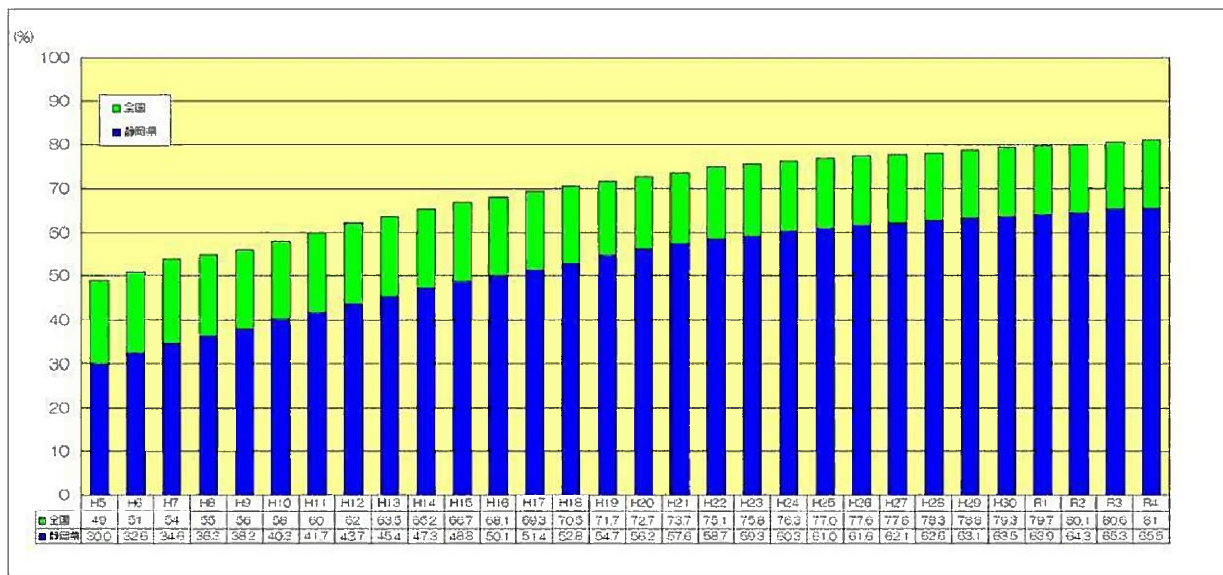
令和5年3月31日現在

市町の別	事業実施・未実施の別	供用・未供用の別	市町名	人口 (人) (A)	処理人口 (人) (B)	処理面積 (ha)	人口普及率 (%) (B/A)
市 (23市)	事業実施中 (22市)	供用中 (22市)	静岡市	680,913	600,078	9,039.6	88.1%
			浜松市	790,580	643,939	14,218.4	81.5%
			沼津市	188,613	117,435	2,103.2	62.3%
			熱海市	34,301	23,538	789.7	68.6%
			三島市	106,740	90,442	1,357.5	84.7%
			富士宮市	128,706	69,952	1,506.9	54.4%
			伊東市	65,927	24,942	600.6	37.8%
			島田市	96,130	11,714	237.1	12.2%
			富士市	248,368	196,543	4,386.0	79.1%
			磐田市	167,375	145,698	3,399.6	87.0%
			焼津市	136,623	29,040	550.4	21.3%
			掛川市	115,589	41,172	1,164.5	35.6%
			藤枝市	141,857	61,786	1,114.0	43.6%
			御殿場市	84,525	33,170	635.4	39.2%
			袋井市	88,278	41,018	984.1	46.5%
			下田市	19,963	9,559	289.4	47.9%
			裾野市	49,410	22,576	374.2	45.7%
			湖西市	58,230	25,692	583.3	44.1%
			伊豆市	28,597	15,559	625.5	54.4%
			御前崎市	30,547	13,395	744.2	43.9%
			菊川市	47,582	13,962	332.4	29.3%
			伊豆の国市	47,046	32,510	814.0	69.1%
	事業未着手（1市）		43,284				
市 計				3,399,184	2,263,720	45,849.9	66.6%
町 (12町)	事業実施中 (7町)	供用中 (7町)	南伊豆町	7,652	2,143	118.6	28.0%
			函南町	36,882	27,719	496.1	75.2%
			清水町	31,748	24,270	431.0	76.4%
			長泉町	43,268	34,882	498.2	80.6%
			小山町	17,359	3,722	202.2	21.4%
			吉田町	29,217	11,272	294.7	38.6%
			森町	17,340	4,811	196.4	27.7%
		事業未着手（5町）		36,921			
町 計				220,387	108,819	2,237.1	49.4%
県 計（35市町中29市町事業実施）				3,619,571	2,372,539	48,087.0	65.5%

※行政人口は、H24.7法改正により住民基本台帳人口は『外国人込み』  
処理人口は供用開始公示済み人口であり、令和5年4月1日公示分を含む。

### ○全国と静岡県の下水道処理人口普及率の推移

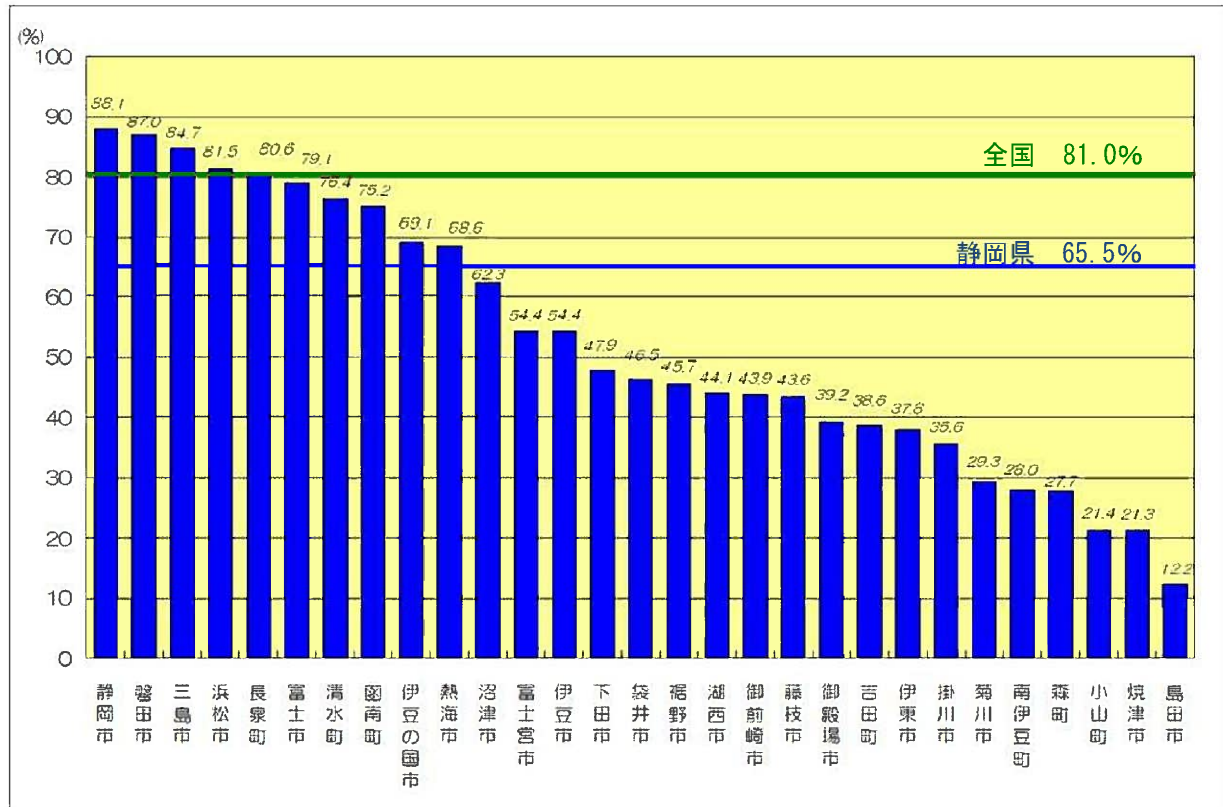
(令和5年3月31日現在)



※ 静岡県の下水道処理人口普及率は、全国平均 0.4%増加に対し、0.2%増加しています。

### ○県内市町における令和4年度末下水道処理人口普及率の比較

(令和5年3月31日現在)



### 3-2 公共下水道事業

#### ○公共下水道の事業概要

: 統廃合もしくは公共関連  
 : 流域下水道

市町名	処理区名	処理場名	敷地面積 (ha)	都市計画法				下水道法		供用開始 年月	放流先
				計画決定		事業認可		事業計画			
				当初	現行	当初	現行	当初	現行		
静岡市	高松処理区	高松浄化センター	4.36	S31.8.31	R4.12.9	S31.8.2	R5.1.27	T12.2.20	R5.1.13	S35.11	二級河川浜川
	南部処理区	清水南部浄化センター	2.64	S32.9.9	R4.12.9	S32.9.9	R5.1.27	S30.11.11	R5.1.13	S47.4	清水港
	城北処理区	城北浄化センター	5.93	S45.3.26	R4.12.9	S45.3.31	R5.1.27	S5.1.8	R5.1.13	S52.4	二級河川巴川
	北部処理区	清水北部浄化センター	2.55	S50.2.28	R4.12.9	S50.5.23	R5.1.27	S50.5.28	R5.1.13	S56.11	清水港
	中島処理区	中島浄化センター	16.08	S50.2.25	R4.12.9	S52.2.3	R5.1.27	S51.12.23	R5.1.13	S60.10	一級河川安倍川
	長田処理区	長田浄化センター	3.46	H4.6.26	R4.12.9	H6.7.26	R5.1.27	H6.5.2	R5.1.13	H14.6	一級河川丸子川
	静岡処理区	静岡浄化センター	4.12	S63.12.27	R4.12.9	H1.4.12	R5.1.27	H1.8.21	R5.1.13	H9.6	二級河川巴川
浜松市	中部処理区	中部浄化センター	9.54	S34.8.13	R3.3.23	S34.8.13	R3.3.31	S34.3.2	R3.3.31	S41.10	二級河川馬込川
	籠山寺処理区	籠山寺浄化センター	2.85	S58.8.5	R3.3.23	S58.10.11	R3.3.31	S58.12.1	R3.3.31	S62.7	籠山寺排水路 (浜名湖)
	井伊谷処理区	井伊谷浄化センター	0.91	H2.3.22	R3.3.23	H2.11.13	R3.3.31	H2.9.28	R3.3.31	H8.10	井伊谷1号雨水幹線 (二級河川井伊谷川)
	細江処理区	細江浄化センター	1.37	H4.3.18	R3.3.23	H5.1.26	R3.3.31	H5.1.19	R3.3.31	H11.1	二級河川都田川
	三ヶ日処理区	三ヶ日浄化センター	2.51	H19.4.1	R3.3.23	H20.3.28	R3.3.31	H10.1.26	R3.3.31	H18.10	二級河川釣橋川
	浦川処理区	浦川浄化センター	0.39					H2.12.20	R3.3.31	H8.4	大千瀬川
	佐久間処理区	佐久間浄化センター	0.49					H9.12.26	R3.3.31	H14.11	一級河川天竜川
	城西処理区	城西浄化センター	0.40					H15.8.12	R3.3.31	H20.3	一級河川水窪川
	水窪処理区	(城西浄化センター)						H15.8.12	R3.3.31	H20.3	H21.3 城西処理区に統合
	気田処理区	気田浄化センター	0.41					H7.1.12	R3.3.31	H12.11	一級河川気田川
	西遠処理区	(西遠浄化センター)	28.06	S55.8.5	R3.3.23	S55.9.12	R3.3.31	S52.12.20	R3.3.31	S61.10	二級河川馬込川
	湖東処理区	湖東浄化センター		S55.1.12	R3.3.23	S55.3.6	R3.3.31	S55.3.6	R3.3.31	S57.9	R5年度 西遠処理区に統合予定

令和5年3月31日現在

計画放流水質(mg/L)			処理方法		処理面積(ha)			処理人口(人)			施設能力(m <sup>3</sup> /日最大)	
BOD	T-N	T-P			全体計画	事業計画	供用開始済	全体計画	事業計画	処理人口(現況)	全体計画	現有施設
15			合流式	標準活性汚泥法	705.0	705.0	704.3	60,700	61,500	65,198	38,500	191,500
15			一部合流式	標準活性汚泥法	947.0	767.9	819.2	35,900	33,700	41,125	22,000	45,600
15			一部合流式	標準活性汚泥法	984.0	984.0	925.3	70,400	71,300	74,214	35,500	54,000
15			一部合流式	標準活性汚泥法	498.6	444.2	342.7	17,100	16,000	17,892	11,100	15,100
15				標準活性汚泥法	2,725.9	2,640.6	2,579.8	156,500	158,100	169,147	87,300	101,200
15				標準活性汚泥法	1,046.0	1,046.0	919.0	57,500	58,300	60,146	30,500	25,620
15				標準活性汚泥法	3,244.3	3,141.3	2,749.4	170,500	169,000	172,356	96,500	83,750
15				標準活性汚泥法	1,557.0	2,400.0	2,291.1	76,478	137,737	141,751	124,000	124,000
5	10	2		凝集剤併用型 嫌気-硝化内生脱窒 法	499.0	499.0	407.4	8,450	8,437	7,344	9,000	9,000
6	14	2	一部特環	凝集剤併用 担体添加型硝化脱 窒法	203.0	269.0	179.4	3,250	6,156	5,829	3,400	3,400
6	20	3		凝集剤併用型循環 式硝化脱窒法	446.0	379.0	298.5	11,440	12,342	11,075	7,200	4,800
6	19	2		凝集剤併用型高度 処理オキシデー ションディッチ法	199.0	199.0	115.0	3,130	4,486	2,830	3,600	1,800
15			特環	オキシデー ション ディッチ法	89.0	38.0	32.3	640	620	514	800	800
15			特環	オキシデー ション ディッチ法	70.0	70.0	64.2	930	1,000	752	1,155	1,155
15			特環	膜分離活性汚泥法								
					74.0	74.0	73.1	1,220	1,360	1,319	1,375	1,375
15			特環	オキシデー ション ディッチ法	87.0	87.0	82.0	1,280	1,350	1,178	1,300	1,300
15			一部特環	標準活性汚泥法			10,574.3			467,575		
					14,414.0	13,399.0		456,482	483,151		250,000	200,000
							101.1			3,772		

※ 静岡市高松、城北、中島、静岡処理区については、将来人口の減予測により、全体計画と事業計画で逆転が生じている。  
浜松市中部、井伊谷、細江、浦川、佐久間、城西、気田、西遠処理区については、区域内の一部で処理区の変更を計画しているため、  
全体計画と事業計画で逆転が生じている。



市町名	処理区名	処理場名	敷地面積 (ha)	都市計画法				下水道法		供用開始 年月	放流先
				計画決定		事業認可		事業計画			
				当初	現行	当初	現行	当初	現行		
沼津市	中部処理区	中部浄化プラント	2.03	S42.7.13	H23.3.29	S42.11.9	H30.11.16	S42.6.19	H30.11.16	S53.11	一級河川観音川
	内浦処理区	重須浄化センター	0.82	S56.1.6	H23.3.29	S56.3.27	H30.11.16	S56.3.5	H30.11.16	S61.3	準用河川益山川 (二級河川焼野川)
	狩野川左岸処理区	南部浄化センター	4.14	H7.7.31	H7.7.31	H7.12.22	H30.11.16	H7.12.1	H30.11.16	H16.3	駿河湾
	久連処理区	久連浄化センター	0.12					S51.8.30	H30.11.16	S54.4	普通河川久連川
	戸田処理区	戸田浄化センター	0.43					H15.9.2	H30.11.16	H20.3	雨水排水路 (二級河川大川)
	西部処理区	(狩野川西部浄化センター)		S62.3.23	H6.7.1	S62.6.9	H30.11.16	S62.6.2	H30.11.16	H6.6	流域関連：狩野川流域下水道
熱海市	熱海処理区	熱海市浄水管理センター	5.82	S32.9.9	H10.3.10	S32.9.9	R4.3.29	S26.1.11	R4.3.29	S60.7	相模湾
	泉処理区	(湯河原町浄水センター)		S58.1.6	H5.3.27	S58.1.6	R4.3.29	S58.4.28	R4.3.29	S61.4	公共関連：湯河原町公共下水道
三島市	三島処理区	三島終末処理場	3.97	S39.6.18	R5.2.17	S43.8.12	H30.11.16	S43.9.19	H30.11.16	S51.1.1	一級河川狩野川
	西部処理区	(狩野川西部浄化センター)		S61.12.24	R5.2.17	H2.12.25	H30.11.16	H2.12.18	H30.11.16	H14.6	流域関連：狩野川流域下水道
富士宮市	富士宮処理区	星山浄化センター	4.36	S45.9.30	H15.1.14	S45.11.24	H29.3.28	S45.10.22	H29.3.28	S57.4	一級河川富士川
伊東市	伊東処理区	湯川終末処理場	2.93	S32.9.9	H8.3.29	S32.9.9	R4.3.29	S33.3.11	R4.3.29	S49.8	伊東港
	萩・十足処理区	かわせみ浄化センター	1.40					H12.2.23	R4.3.29	H18.3	二級河川伊東大川
島田市	島田処理区	島田浄化センター	3.83	S63.3.23	H17.10.28	S63.6.21	H30.3.30	S63.3.28	H30.3.30	H7.4	一級河川大井川
富士市	西部処理区	西部浄化センター	5.33	S47.12.6	H16.3.11	S47.12.19	H30.11.16	S48.6.27	H30.11.16	S55.4	一級河川富士早川
	東部処理区	東部浄化センター	11.57	S57.1.4	H18.6.23	S57.3.5	H30.11.16	S57.2.25	H30.11.16	H2.4	一級河川沼川
磐田市	豊岡処理区	豊岡クリーンセンター	2.38	H6.6.28	H27.4.1	H7.1.13	H30.11.16	H6.12.27	H30.11.16	H13.3	松木1号排水路
	磐南処理区	磐南浄化センター	13.02	S56.4.3	H29.3.31	S56.6.11	H30.11.16	S56.7.9	H30.11.16	H2.6	二級河川 旧ぼう僧川
焼津市	汐入処理区	汐入下水処理場	2.83	S44.12.1	H23.3.29	S45.1.9	R5.3.24	S44.9.29	R5.3.24	S55.7	焼津漁港
掛川市	掛川処理区	掛川浄化センター	2.70	H5.9.22	H13.5.17	H6.1.25	R2.3.27	H5.12.28	R2.3.27	H13.3	二級河川逆川
	大東処理区	大東浄化センター	2.20	H7.11.13	R5.2.1	H8.1.30	R2.3.27	H8.1.29	R2.3.27	H13.4	普通河川同所川
	大須賀処理区	大須賀浄化センター	3.40	H6.12.27	H19.5.18	H7.1.17	R2.3.27	H7.1.12	R2.3.27	H17.3	二級河川坊主割川
藤枝市	藤枝処理区	藤枝市浄化センター	5.25	S50.3.3	H21.3.31	S50.12.26	R5.3.24	S51.1.17	R5.3.24	S60.12	二級河川瀬戸川



令和5年3月31日現在

計画放流水質(mg/L)			処理方法	処理面積(ha)			処理人口(人)			施設能力(m3/日最大)	
BOD	T-N	T-P		全体計画	事業計画	供用開始済	全体計画	事業計画	処理人口(現況)	全体計画	現有施設
15			一部合流式 標準活性汚泥法	196.2	334.0	332.8	8,340	20,430	20,804	19,866	26,460
15			長時間エアレーション法	51.7	51.7	51.7	1,790	1,940	1,509	2,687	2,687
15			一部特環 標準活性汚泥法	673.6	552.5	442.0	32,210	28,430	20,912	26,000	26,000
15			特環 長時間エアレーション法	9.5	9.5	9.5	290	310	256	612	612
15			特環 膜分離活性汚泥法	86.0	86.0	71.3	2,320	2,520	1,747	2,140	2,140
			一部特環	2,620.4	1,538.3	1,195.9	112,560	78,100	72,207		
15			標準活性汚泥法	1,041.4	924.0	722.3	23,900	21,700	22,496	45,000	45,000
				106.0	105.0	67.4	1,300	1,400	1,042		
15			標準活性汚泥法	1,026.0	947.1	788.9	49,400	48,800	49,142	30,800	30,400
				796.0	675.6	568.5	44,000	42,300	41,300		
15			標準活性汚泥法	2,747.5	1,816.8	1,506.9	86,300	72,780	69,952	58,400	35,850
15			一部合流式 標準活性汚泥法	1,082.0	720.9	513.5	31,300	22,660	21,764	44,500	40,600
15			特環 オキシデーションディッチ法	271.0	143.9	87.0	5,500	4,050	3,178	2,100	1,600
15			標準活性汚泥法	1,087.0	286.0	237.1	45,750	14,630	11,714	34,200	6,900
15			標準活性汚泥法	2,853.5	2,822.4	2,306.0	108,100	107,500	105,964	80,100	50,750
15			標準活性汚泥法	3,137.6	2,522.3	2,080.0	94,200	96,200	90,579	79,300	55,800
15			特環 オキシデーションディッチ法	315.0	298.0	285.0	8,100	7,970	8,060	4,700	3,300
15			一部特環 標準活性汚泥法	4,070.0	3,603.0	3,114.6	134,200	135,370	137,638	73,000	66,000
15			標準活性汚泥法	1,811.0	702.3	550.4	74,600	39,000	29,040	40,300	20,000
15			標準活性汚泥法	1,889.5	650.0	493.8	53,490	27,140	23,064	26,100	13,600
15			一部特環 オキシデーションディッチ法	616.0	616.0	447.9	10,050	12,340	10,387	5,000	5,900
15			オキシデーションディッチ法	448.0	303.0	222.8	7,130	7,140	7,721	3,900	4,100
15			標準活性汚泥法	2,435.0	1,239.4	1,114.0	86,200	59,220	61,786	48,400	32,325

※ 沼津市、熱海市、富士市、磐田市、掛川市については、将来人口の減予測により、全体計画と事業計画で逆転が生じている。

市町名	処理区名	処理場名	敷地面積 (ha)	都市計画法				下水道法		供用開始 年月	放流先
				計画決定		事業認可		事業計画			
				当初	現行	当初	現行	当初	現行		
御殿場市	御殿場処理区	御殿場浄化センター	3.79	S62.7.31	H4.12.25	S62.12.11	R5.3.24	S62.12.11	R5.3.24	H6.3	一級河川・御殿川
	富士岡処理区	富士岡浄化センター		S62.7.31	H4.12.25					未定	
袋井市	袋井処理区	袋井浄化センター	5.67	H4.9.29	H30.3.26	H5.1.29	H30.9.21	H5.1.28	H30.9.21	H11.4	準用河川・松橋川
	浅羽処理区	アクアパークあさば	3.38	H7.7.26	H30.3.26	H7.12.22	H30.9.21	H7.12.14	H30.9.21	H14.4	普通河川・新堀川
下田市	下田処理区	下田浄化センター	3.05	S49.3.23	H26.10.1	S49.3.23	H30.11.28	S49.3.28	H30.11.16	H4.5	下田港
裾野市	西部処理区	(狩野川西部浄化センター)		H2.3.24	H7.4.4	H2.12.25	H30.11.16	H2.12.18	H30.11.16	H10.10	流域関連：狩野川流域下水道
湖西市	浜名湖処理区	湖西浄化センター	6.38	H6.7.1	R4.3.4	H6.12.20	R3.7.20	H6.12.15	R3.7.20	H13.3	浜名湖
	新居処理区	新居浄化センター	3.40	H6.6.27	R4.3.4	H6.12.20	R3.7.20	H6.12.15	R3.7.20	H13.3	浜名川
伊豆市	土肥処理区	土肥浄化センター	1.44					S51.12.23	H30.11.16	S61.4	駿河湾
	湯ヶ島処理区	湯ヶ島クリーンセンター	0.33					H2.1.16	H30.11.16	H8.4	一級河川・長野川
	白岩処理区	白岩浄化センター	1.93					H4.10.2	H30.11.16	H11.4	一級河川・大見川
	東部処理区	(狩野川東部浄化センター)		S48.8.11	H29.3.31	S49.2.5	H30.11.16	S48.10.30	H30.11.16	S60.10	流域関連：狩野川流域下水道
御前崎市	池新田処理区	池新田浄化センター	1.75	H3.3.7	H21.2.27	H3.10.8	R5.3.24	H3.9.24	R5.3.24	H7.7	新野川右岸 第1排水区第1幹線
	高松処理区	高松浄化センター	1.79	H5.9.22	H21.2.27	H6.11.29	R5.3.24	H6.11.11	R5.3.24	H11.4	西村川
菊川市	菊川処理区	菊川浄化センター	1.22	H10.2.19	H14.10.9	H11.1.8	H29.3.28	H10.12.24	H29.3.28	H17.3	一級河川・西方川
伊豆の国市	東部処理区	(狩野川東部浄化センター)		S53.1.14	H29.3.13	S49.2.5	H30.10.12	S51.11.12	R6.3.31	S60.10	流域関連：狩野川流域下水道
南伊豆町	淡・手石・ 下鎗茂処理区	南伊豆クリーンセンター	0.81	H5.12.24	H18.8.25	H6.1.25	R7.3.31	H5.12.18	R7.3.31	H13.4	二級河川・青野川
函南町	東部処理区	(狩野川東部浄化センター)		S51.7.17	H19.3.19	S51.11.5	H30.11.16	S51.10.12	H30.11.16	S60.10	流域関連：狩野川流域下水道
	間宮処理区	(三島市終末処理場)		H4.12.21	H4.12.21	H14.2.22	H30.11.16	H14.2.22	H30.11.16	H16.3	公共関連：三島市公共下水道
清水町	西部処理区	(狩野川西部浄化センター)		S62.12.25	H7.4.4	S63.3.15	H30.11.16	S63.3.10	H30.11.16	H6.6	流域関連：狩野川流域下水道
	狩野川左岸 処理区	(南部浄化センター)		H7.7.17	H7.7.17	H18.3.31	H30.11.16	H18.3.31	H30.11.16	H22.10	公共関連：沼津市公共下水道
	徳倉処理区	(南部浄化センター)		S55.7.31	H7.7.17	S55.9.5	S55.9.5	S44.2.10	S55.8.21	S42.2	H22.10 狩野川左岸 処理区に統合
	三島処理区	(三島市終末処理場)						H30.11.16	H30.11.16	R3.3	公共関連：三島市公共下水道
長泉町	西部処理区	(狩野川西部浄化センター)		S62.10.1	R1.8.1	S62.12.22	H30.11.16	S62.12.9	H30.11.16	H6.6	流域関連：狩野川流域下水道
小山町	須走処理区	須走浄化センター	2.51	H5.6.29	H5.6.29	H5.9.14	H30.3.30	H5.9.6	H30.3.30	H11.4	二級河川・川山佐野川
吉田町	吉田処理区	吉田浄化センター	2.30	H1.10.5	H6.7.1	H2.1.8	H30.3.30	H2.1.8	H30.3.30	H7.3	二級河川・坂口谷川
森町	森処理区	森町浄化センター	1.18	H16.7.5	H16.7.5	H16.9.10	R1.7.26	H16.9.10	R1.7.26	H21.3	準用河川・第2小蔵川

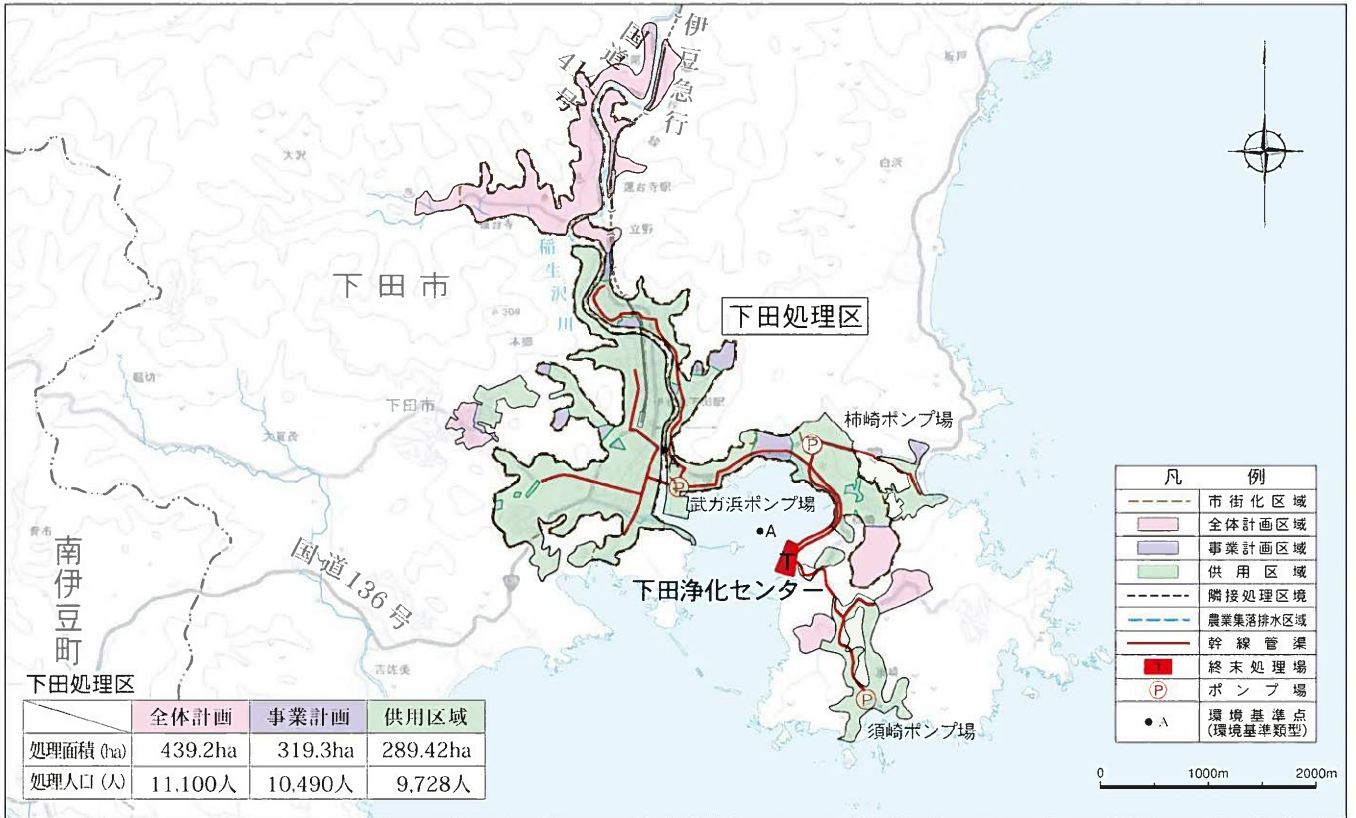
令和5年3月31日現在

計画放流水質(mg/L)			処理方法	処理面積(ha)			処理人口(人)			施設能力(m <sup>3</sup> /日最大)	
BOD	T-N	T-P		全体計画	事業計画	供用開始済	全体計画	事業計画	処理人口(現況)	全体計画	現有施設
15			標準活性汚泥法 オキシデーション ディッチ法	892.0	648.0	635.4	39,580	32,060	33,403	23,500	13,000
				118.0			4,800				
15			一部特環 標準活性汚泥法	1,540.0	802.0	684.9	43,000	32,200	30,318	20,000	10,000
15			一部特環 標準活性汚泥法	344.0	320.0	299.2	10,500	10,800	10,700	4,500	6,600
15			標準活性汚泥法	439.2	319.3	289.4	11,100	10,490	9,728	11,700	9,200
				794.4	462.1	374.2	38,100	26,590	22,576		
15	15	2	一部特環 有機物及び凝集剤 併用型循環式硝化 脱窒法	759.0	572.5	370.7	27,313	20,780	15,647	13,450	8,500
8	15	2	一部特環 凝集剤併用型硝化 内生脱窒法	387.2	284.1	212.6	11,589	10,370	10,045	4,960	2,480
15			特環 標準活性汚泥法	137.0	99.1	99.1	2,600	2,100	1,834	2,990	2,416
15			特環 固分式活性汚泥法	81.0	81.0	81.0	1,500	1,500	1,163	1,202	1,202
15			特環 オキシデーション ディッチ法	228.0	160.0	136.6	4,900	3,720	2,987	3,134	2,089
			一部特環	449.5	379.5	298.2	10,400	9,950	9,951		
15			一部特環 オキシデーション ディッチ法	929.1	582.5	581.2	15,240	11,400	12,101	7,150	5,900
15			特環 オキシデーション ディッチ法	210.4	161.7	159.2	3,980	2,780	3,000	1,900	1,900
15			一部特環 酸素活性汚泥法	760.0	429.0	332.4	19,100	15,500	13,962	9,100	6,850
			一部特環	1,206.0	1,058.6	814.0	35,000	36,790	32,510		
15			嫌気好気ろ床法	127.5	127.5	118.6	2,070	2,200	1,214	1,920	1,920
			一部特環	782.0	578.7	491.0	29,900	24,270	27,394		
				5.2	5.2	5.1	250	250	325		
				519.4	388.8	323.6	20,050	17,750	16,777		
				199.0	161.3	106.8	11,100	10,510	7,442		
				0.6	0.6	0.6	50	50	51		
				741.3	556.6	496.2	37,700	31,280	34,882		
15			オキシデーション ディッチ法	215.0	215.0	202.2	4,800	4,800	3,722	4,000	4,000
15			標準活性汚泥法	920.0	379.0	294.7	28,900	14,700	11,272	15,200	3,200
15			嫌気好気ろ床法	351.0	211.6	196.2	6,550	5,960	5,379	5,150	3,090

※ 袋井市、伊豆の国市については、将来人口の減予測により、全体計画と事業計画で逆転が生じている。

# 下田市

※この地図データは、令和4年度末時点のデータです

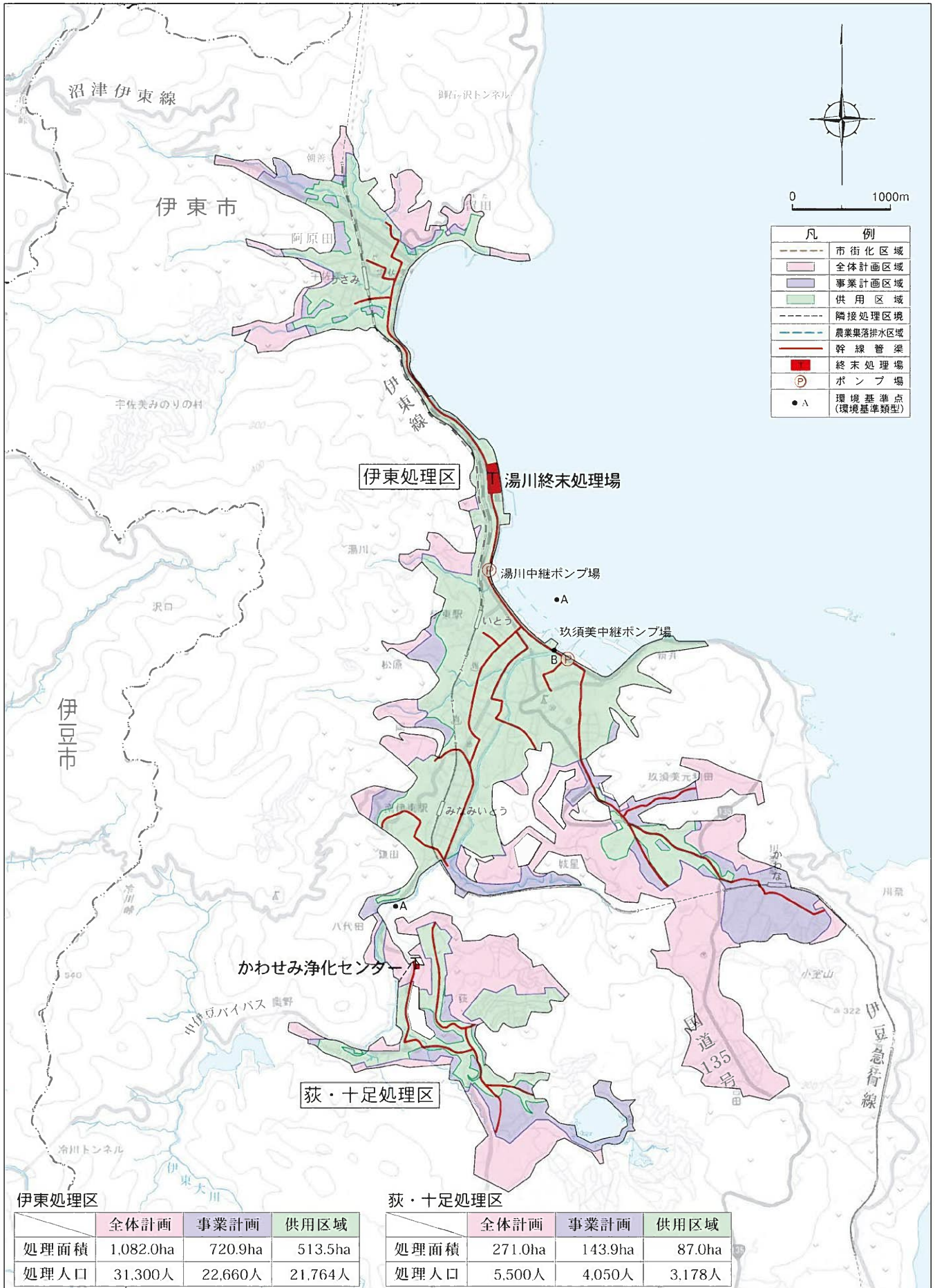


# 南伊豆町

※この地図データは、令和4年度末時点のデータです

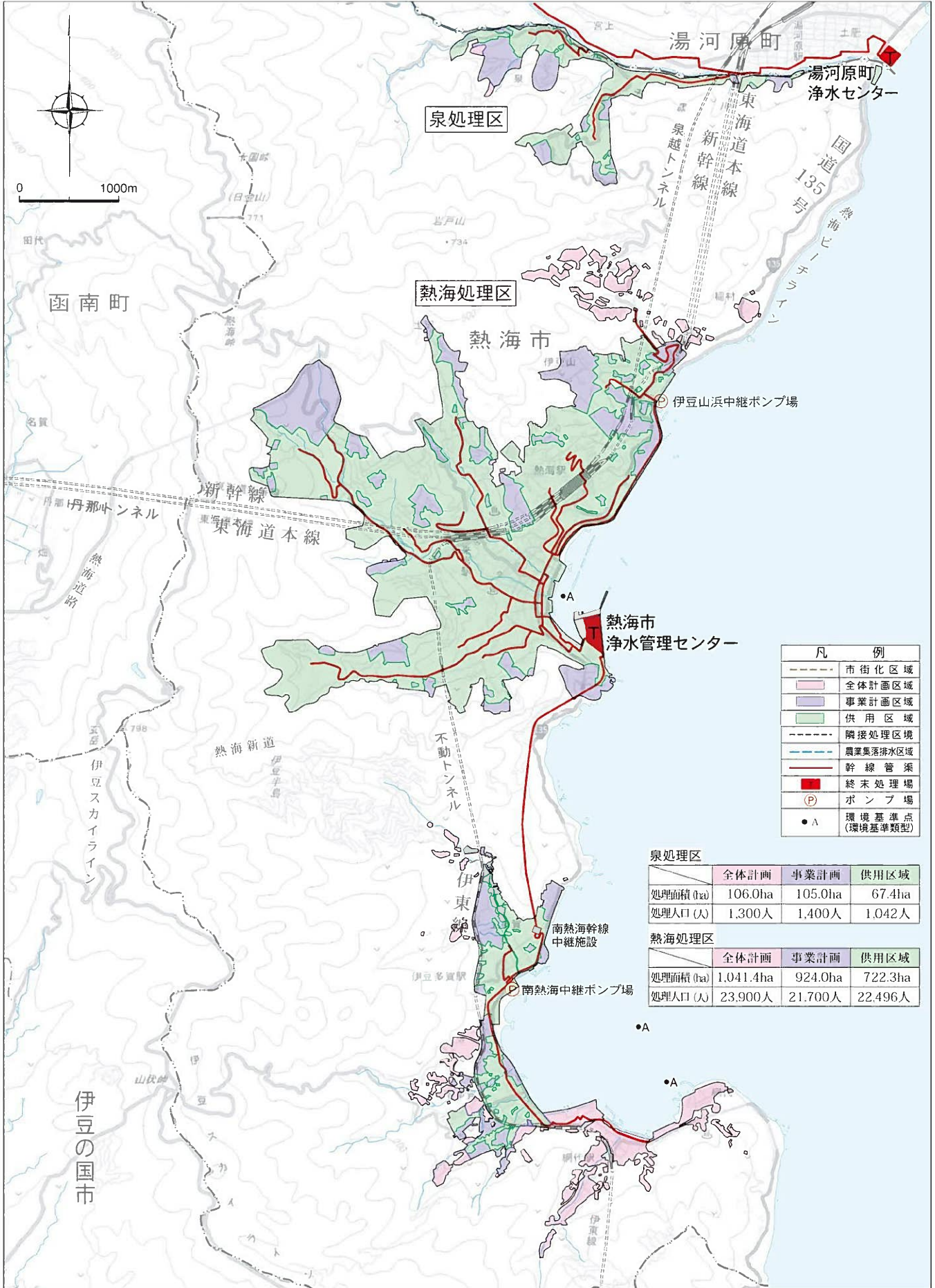






# 熱海市

※この地図データは、令和4年度末時点のデータです



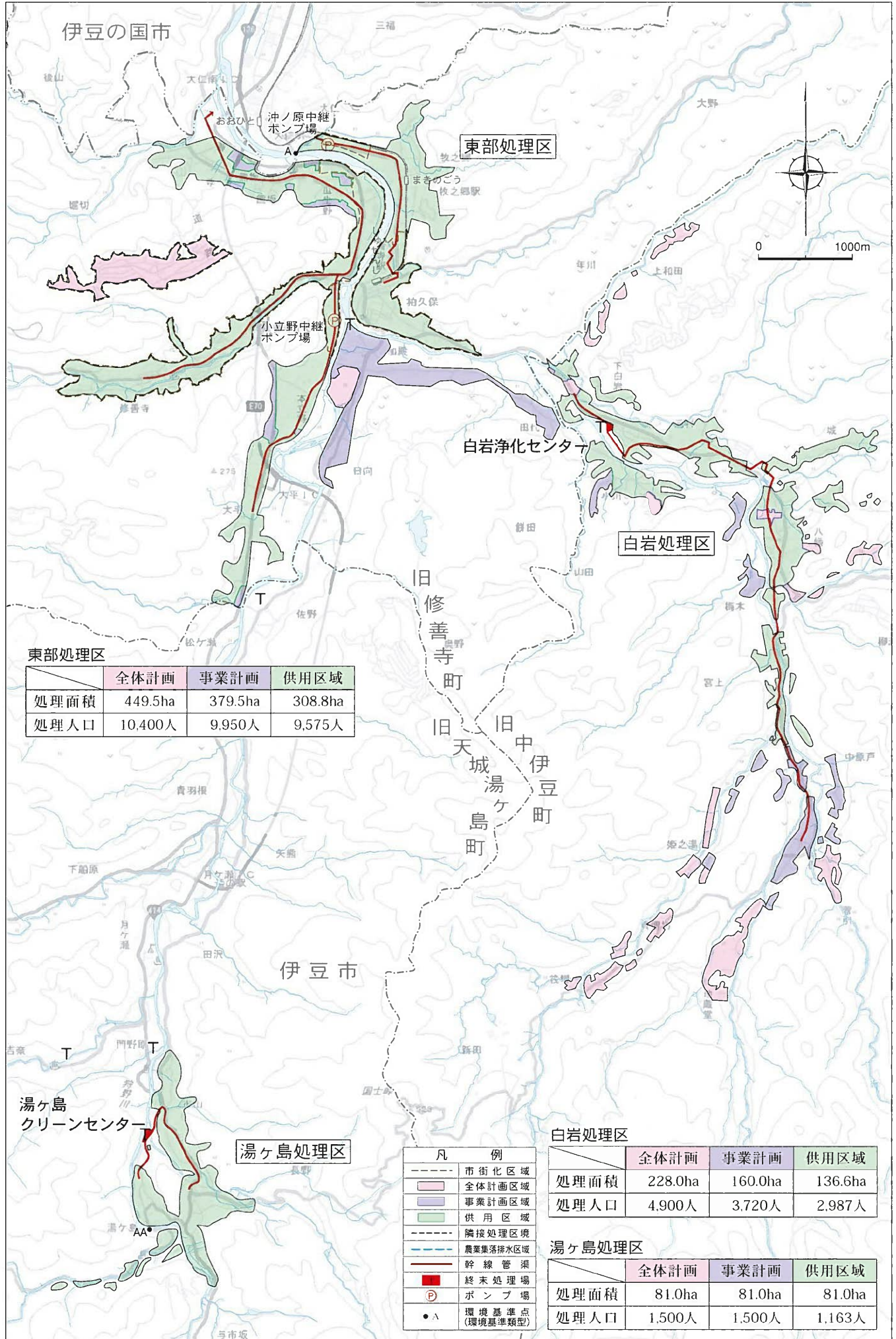
凡 例	
---	市街化区域
■	全体計画区域
■	事業計画区域
■	供用区域
---	隣接処理区境
---	農業集落排水区域
—	幹線管渠
■	終末処理場
(P)	ポンプ場
●A	環境基準点 (環境基準類型)

泉処理区			
	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積 (ha)	106.0ha	105.0ha	67.4ha
処理人口 (人)	1,300人	1,400人	1,042人

熱海処理区			
	全体計画	事業計画	供用区域
処理面積 (ha)	1,041.4ha	924.0ha	722.3ha
処理人口 (人)	23,900人	21,700人	22,496人



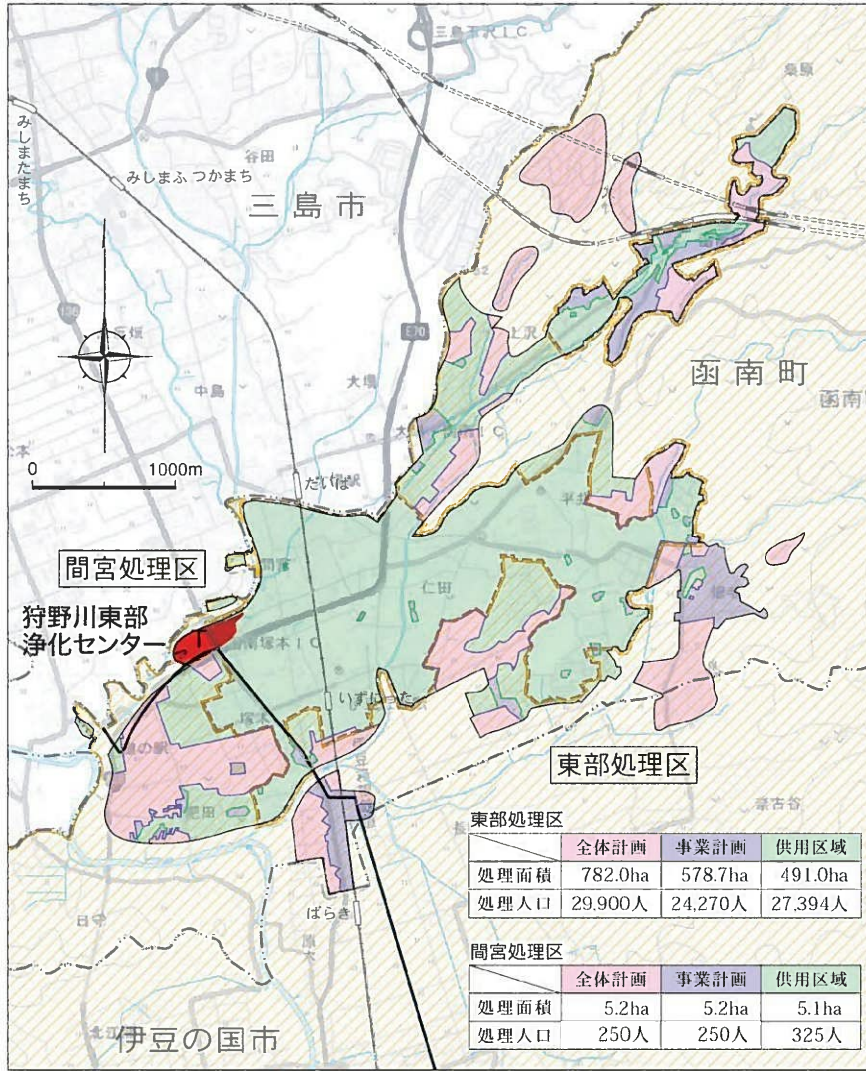
伊豆市（旧天城湯ヶ島町、旧修善寺町、旧中伊豆町）※この地図データは、令和4年度末時点のデータです





# 函南町

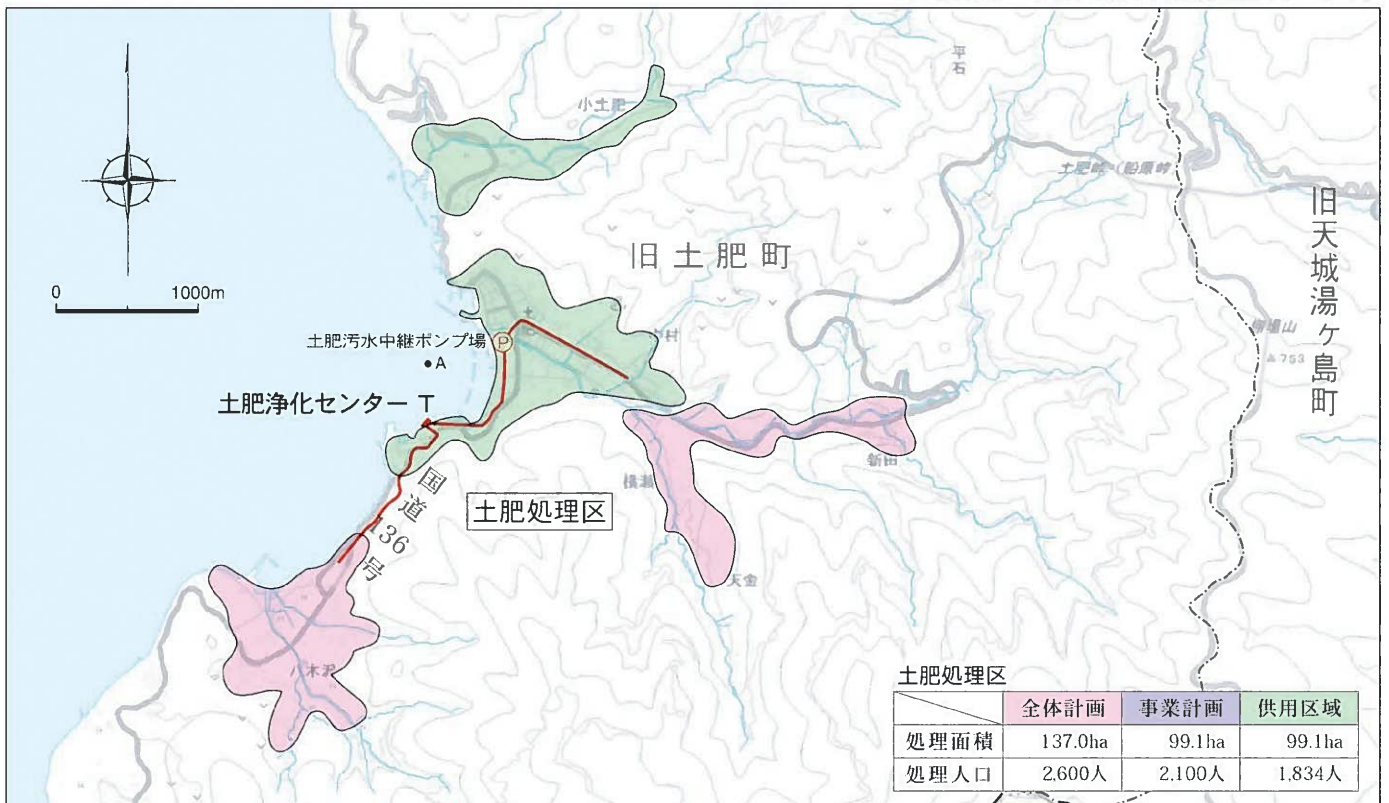
※この地図データは、令和4年度末時点のデータです



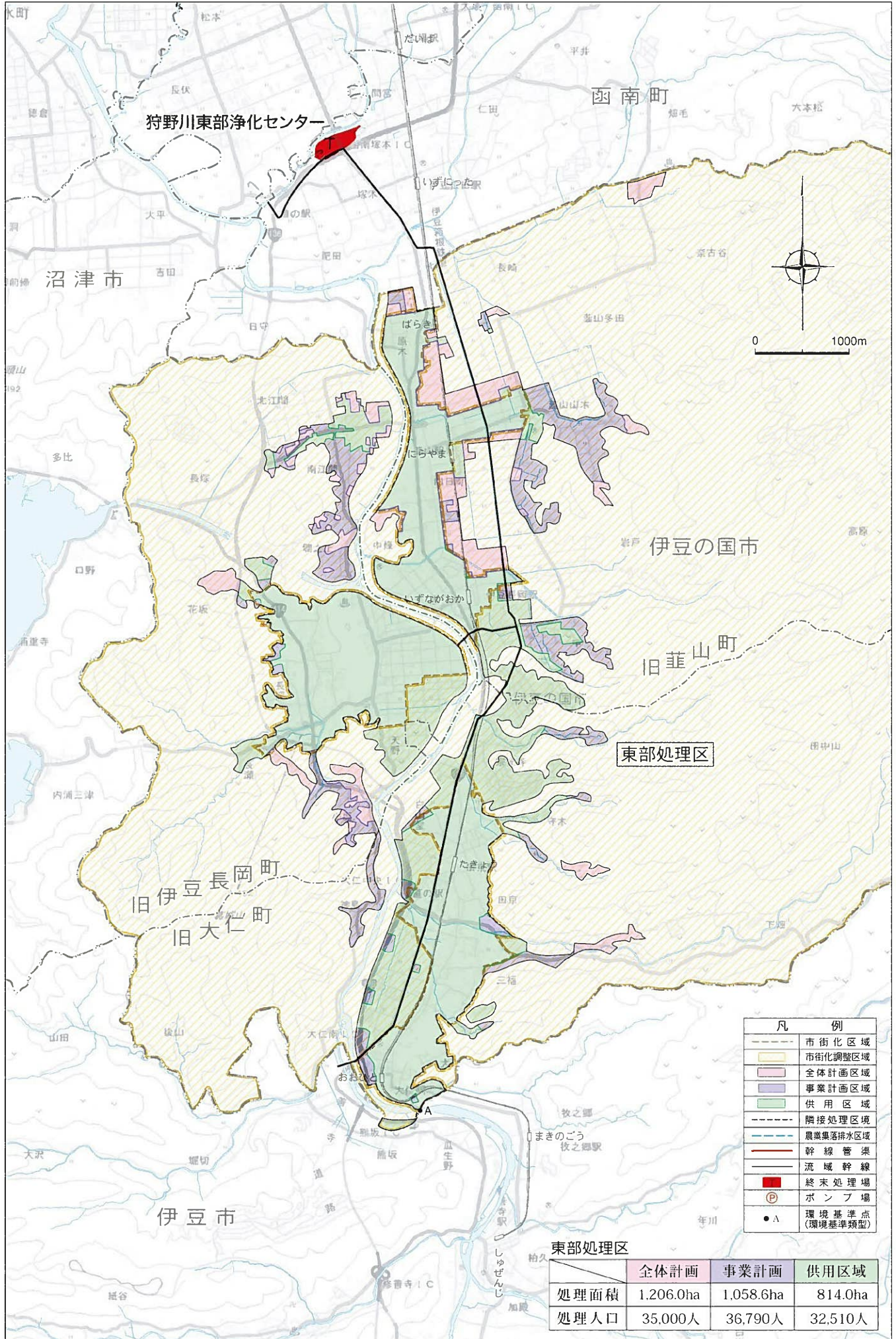
---	市街化区域
■	市街化調整区域
■	全体計画区域
■	事業計画区域
■	供用区域
---	隣接処理区境
---	農業集落排水区域
—	幹線管渠
—	流域幹線
■	終末処理場
Ⓟ	ポンプ場
● A	環境基準点 (環境基準類型)

# 伊豆市 (旧土肥町)

※この地図データは、令和4年度末時点のデータです









# 三島市

※この地図データは、令和4年度末時点のデータです

